

## 道路法第 37 条に基づく道路占用の禁止又は制限区域等について

### 1. 概要

道路法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）が施行され、道路管理者は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要がある  
と認められる場合において、区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限する  
ことができることとなった。能登半島地震では多数の電柱が被害を受け、応急復  
旧作業に支障も出たことから、管理する区道の緊急輸送道路（延長約 5.9 k m）  
において新設電柱の設置を抑制するため、道路法第 37 条第 1 項の規定により道  
路の占有を禁止又は制限する。

### 2. 指定路線

別紙「道路法第 37 条指定路線図」のとおり

### 3. 占有を禁止し、又は制限する物件

新たに地上に設ける電柱（新設の禁止を開始する日より前に占有を認めた電  
柱の更新または移設によるものを除く）とする。また、既存電柱については当面  
の間、占有を認めることとする。

やむを得ない事由による新設の場合には、仮設電柱の設置を原則 2 年間とし  
て認めることとする。また、仮設電柱の設置や占有期間の延長が必要な場合は、  
当面の間、土木管理課と協議することとする。

### 4. 開始予定日

令和 8 年 1 月 1 日

### 5. 他区の状況

令和 7 年度中に全区指定予定

# 道路法第37条指定路線図

別紙

